

■議案第69号 四万十町企業立地等促進条例について

【要旨】

議案第70号四万十町商工業振興条例の全部改正において、助成対象事業のうち企業立地に関する規定を削除することに伴い、新たに四万十町企業立地等促進条例を制定するものです。

【内容】

- (1) 現行の商工業振興条例第5条に掲げる14の助成事業から「(13) 企業誘致推進事業」、「(14) 工場設置事業」を削除することに伴うものです。
- (2) 上記「(14) 工場設置事業」の一部を見直すとともに、助成対象の資産（家屋、償却資産）に土地を加え、本条例案に移行するもので、助成対象者の要件、助成額及び期間は次のとおりです。

〔助成対象者の要件〕

- ① 事業用施設等を設置し、これを事業の用に供した者
- ② 上記の事業用施設等の減価償却資産の取得価格等が次に該当する者

| | |
|----|---|
| 新設 | 取得価格の合計額が2,700万円を超え、常勤従業員を4人以上雇用する場合 |
| 増設 | 取得価格の合計額が1,000万円を超え、常勤従業員を新たに2人以上雇用する場合 |

- ③ 青色申告書を提出する者
- ④ 「四万十町固定資産税の課税免除に関する条例」に該当する場合は、課税免除の申請手続きを行っている者

〔助成金の額〕 事業用設備等の設置に係る次の固定資産税相当額以内

- ① 家屋、償却資産
- ② 土地（取得日を起算日として1年以内に新・増設に係る整備の着手が必要）

〔助成の期間〕 新設の場合3年間、増設の場合2年間

- (3) 企業誘致の情報提供、仲介を行う者への助成事業である「(13) 企業誘致事業」は、本条例案に移行せず廃止します。

【理由】

本町における企業誘致施策は、現行の「商工業振興条例」において商工業の育成・振興を図るための商工業活性化施策と併せて助成を行っています。

当該条例における主な助成は、「空き店舗活用」「販路拡大」「起業・創業」などの事業が大部分を占めていますが、一方、「工場設置事業」の助成は、新規雇用が伴う施設整備に係る固定資産税相当額の助成のため、制度の性格上の違いから計画的な予算措置等の対応が難しく、小規模の商工業支援や地場産業の振興に支障をきたしています。

このため、平成30年度から本条例案に移行し、予算措置を含めて計画的な商工業活性化施策と企業誘致施策を連携して推進するものです。なお、「企業誘致推進事業」については、これまでに事例がないことなどから廃止します。